

建設業許可申請等に関する押印について

令和3年1月1日より建設業許可・各種届出及び
経営事項審査に関する申請(届出)書類に関して、
押印不要となります。

※様式等については、以下よりご確認ください。(国土交通本省HP)
なお、「確認書類」等についても同様に押印不要となります。

【建設業許可】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html

【経営事項審査】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000193.html